

石川町立いしかわこども園入園案内

1. 認定こども園

小学校就学前の子供に対する保育及び教育の提供を行い、地域における子育て支援拠点としての役割を担う施設です。

2. 入園対象児童

生後6ヶ月から小学校就学前までの教育・保育を必要とする児童。

3. 支給認定について

子ども・子育て支援新制度では、認定こども園での教育・保育を利用する小学校就学前の子どもを下記の3つの区分に分けて支給認定しています。

そのため、利用するためには支給認定を受ける必要があります。

【支給認定の3つの区分】

1号認定：満3歳児以上（3～5歳）で認定こども園での教育を希望する子ども

2号認定：満3歳児以上（3～5歳）で保護者の就労等で保育を必要とする子ども

3号認定：満3歳児未満（0～2歳）で保護者の就労等で保育を必要とする子ども

※2・3号認定は保護者の就労等の状況により、保育標準時間又は保育短時間のいずれかに認定されます。

2・3号認定の要件

保育を必要とする理由		保育の必要量
就労（家庭内・家庭外）	1月において48時間以上労働していることを常態としていること	月の就労時間が48時間以上120時間未満 保育短時間（8時間）
		月の就労が120時間以上 保育標準時間（11時間）
妊娠・出産	妊娠中であるか又は出産後間がないこと	保育標準時間（11時間）
保護者の疾病・障害	疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること	保育標準時間（11時間）
親族の介護・看護	同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む。）を常時介護又は看護していること	保育標準時間（11時間）
災害・復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること	保育標準時間（11時間）
求職活動	求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っていること	保育短時間（8時間）
就学	学校教育法に規定する学校、専修学校、各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学していること	就労の場合に準じて認定
	職業能力開発促進法に規定する公共職業能力開発施設において行う職業訓練若しくは職業能力開発総合大学校において	就労の場合に準じて認定

	行う同項に規定する指導員訓練若しくは職業訓練又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律に規定する認定職業訓練その他の職業訓練を受けていること	
虐待・DV	児童虐待の防止等に関する法律に規定する児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあると認められること	保育標準時間（11時間）
	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に規定する配偶者からの暴力により小学校就学前子どもの保育を行うことが困難であると認められること	保育標準時間（11時間）
育児休業取得中	育児休業をする場合であって、当該保護者の当該育児休業に係る子ども以外の小学校就学前子どもが特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用しており、当該育児休業の間に当該特定教育・保育施設等を引き続き利用することが必要であると認められること	保育短時間（8時間）
上記の掲げるもののほか、上記に類すると町長が特に認める状態であること		事由を勘案して上記に準じて認定

※認定後にこれらの事由が変更となった場合は変更届の提出が必要となります。

4. 保育時間

月曜日～土曜日・・・午前7時15分から午後6時15分

延長保育・・・午後6時15分から午後6時45分

利用時間については、保護者の状況等に応じて上記の保育時間の範囲で決定します。

1号認定・・・・・・・・・・午前8時30分から午後1時30分（月～金）

（春・夏・冬の長期休業日あり）

2・3号認定（保育短時間認定）・・・午前8時30分から午後4時30分（月～土）

2・3号認定（保育標準時間認定）・・・午前7時15分から午後6時15分（月～土）

◎1号認定の預かり保育

都合により、家庭での保育が困難な場合などに下記により実施します。

・預かり保育実施日

長期休業日を除く月曜日から金曜日・・・午前7時15分から午前8時30分及び

午後1時30分から午後6時15分

長期休業日における月曜日から金曜日・・・午前7時15分から午後6時15分

・預かり保育料

園児1人につき日額400円。ただし、子育てのための施設等利用給付認定に該当する場合は無料。

◎2・3号認定の延長保育

・延長保育実施日

保育標準時間認定・・・月曜日から土曜日の午後6時15分から午後6時45分

・延長保育料

1ヶ月を単位とする利用 月額 2,000 円

利用日数が1ヶ月のうち10回以下の場合 日額 200 円

保育短時間認定はお迎えが4時30分を過ぎた場合、1回200円の延長保育料がかかります。

※1号認定の預かり保育、2・3号認定の延長保育を利用される方は事前に「預かり保育申請書」又は「延長保育利用申込書」の提出が必要です。

5. 慣らし保育について

新入園児がこども園での生活に慣れるまでの間、慣らし保育を実施します。慣らし保育の実施中は午前だけの保育になるので、保護者の皆様のご協力をお願いします。

6. 1日のスケジュール

0～2歳児	時間	3～5歳児
順次登園	7：15	順次登園
自由遊び	8：30	自由遊び
全入園児登園 出席確認	9：00	全入園児登園 出席確認
保育活動（あそび）		教育・保育課程に基づく活動
給食準備	11：00	
給食	11：30	
歯みがき・午睡準備	12：00	給食
午睡	12：30	歯みがき
	13：00	降園準備（1号認定）
	13：30	降園（1号認定）
		午睡・休息
おやつ	15：00	おやつ
随時降園	16：00	随時降園（2号認定）
保育活動（あそび）		保育活動（あそび）
延長保育開始	18：15	延長保育開始
延長保育終了	18：45	延長保育終了

7. 保育料並びに給食費について

◎保育料

- ・令和元年10月1日から幼児教育・保育の無償化により、3歳から5歳児クラスの児童の保育料が無料となりました。3歳児未満の児童の保育料については、保護者の市町村民税にに応じてご負担いただきます。
 - ・保育料算定に係る市町村民税の課税時期について、4月～8月分は前年度の課税額、9月～3月分は当該年度の課税額により決定します。課税額の算定により年度途中（9月）から保育料が変更になる場合があります。
- ※教材費等、その他の費用や金額については、別途お知らせいたします。

◎給食費

給食費については実費徴収となるところですが、石川町独自事業として、いしかわこども園に通う3歳から5歳児クラスの給食費（副食費分）は無料となります。主食は今までどおり持参となります。0歳から2歳児クラスの給食費は保育料に含まれています。

保育徴収基準額表

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分			徴収基準額（月額）	
定義			3歳未満児	
			保 育 標準時間	保 育 短時間
1	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）		0円	0円
2	第1階層を除き、前期保育料については前年度分、後期保育料については当該年度の町民税所得割課税額の区分が、次の区分に該当する世帯	町民税 非課税世帯	0円	0円
3A		町民税所得割課税 均等割課税のみ	12,800円	12,700円
3B		町民税所得割課税 48,600円未満	17,500円	17,300円
4A		町民税所得割課税 48,600円以上64,800円未満	20,700円	20,400円
4B		町民税所得割課税 64,800円以上81,000円未満	23,900円	23,500円
4C		町民税所得割課税 81,000円以上97,000円未満	27,000円	26,600円
5A		町民税所得割課税 97,000円以上121,000円未満	31,300円	30,900円
5B		町民税所得割課税 121,000円以上145,000円未満	35,600円	35,200円
5C	6 7 8	町民税所得割課税 145,000円以上169,000円未満	40,000円	39,500円
6		町民税所得割課税 169,000円以上301,000円未満		
7		町民税所得割課税 301,000円以上397,000円未満		
8		町民税所得割課税 397,000円以上		

※同一世帯に利用児童が2名以上いる場合

2人目の児童の保育料は半額。3人目以降の児童は0円。

8. 申込みに必要な書類

1号・2号・3号認定提出書類

- 1 教育・保育給付認定申請書兼施設入園申込書
- 2 教育・保育給付認定現況届
- 3 石川町保育施設入所申込みに関する確認書

2号・3号認定の場合は下記により、保育が必要であることを証明する書類も提出してください。

区 分	証明及び確認書類	備 考
会社等に勤務している方	・就労証明書	就労証明書は必ず事業所の担当者が記入。
自営業の方	①就労証明書と確定申告書の写し ②「民生委員」による自営業従事確認書 ①または②のどちらかを提出	
農業に従事している方	・「農業委員会」による農業従事確認書	石川町農業委員会事務局(石川町役場内)で確認を受けて下さい。
出産前後の方	・母子手帳の写し(住所、氏名等の記入欄、出産予定日、出産日記入欄のページの写し)	出産日または出産予定日の前後8週間の利用ができます。
病気や障がいのある方	・疾病等の状況がわかるもの(診察券の写し、診断書など) ・身体障害者手帳等の写し	病気や障がいのある方の証明書を提出して下さい。
病人等を常時介護している方	・疾病等の状況がわかるもの(診断書など) ・身体障害者手帳等の写し ・「民生委員」による疾病・看護等確認書	介護されている方の証明書を提出して下さい。
就学(学生)、職業訓練中等の方	・在学証明書など	児童の保護者で就学されている場合に提出して下さい。
就業先が決定している方や開業準備中の方	・保育利用申立書 ・内定通知や自営業の開業計画書(任意様式)	90日間の保育を利用できます。
求職中の方	・保育利用申立書 ・ハローワークカードの写し、内定通知など	

申請内容に虚偽があった場合、教育・保育給付認定や「いしかわこども園」の利用決定を取り消す場合があります。